

京都府教育委員会・京都市教育委員会では、

- 平成22年9月から、児童生徒のトラブルの原因となっているインターネット上のいじめ・中傷や個人情報の書き込み等に 対して専門的な知識を有する民間企業にネット監視業務を委託しています。検索された不適切な書き込みを、各市町(組合) 教育委員会を通じて学校へ情報提供し、個別指導や全体指導に役立てるなど、トラブルの未然防止や、早期発見、早期対応を行っています。また、平成27年4月からは私立学校も対象として実施しています。
- 児童生徒を有害情報やトラブルから守るために、スマホ・ケータイ・パソコンにおけるフィルタリングの普及を促進しています。 フィルタリングを設定するためには保護者のみなさまのご理解とご協力が必要です。



困ったときの連絡先

子どもがスマホ・ケータイでトラブルにまきこまれたり、どうしたらよいのか迷ったときは、 学校の先生に相談するか、下記の相談窓口に連絡しましょう。



全国の通報・相談窓口

インターネット(携帯電話利用含む)やメールによるトラブルの通報・相談窓口です。

- ◆内閣官房インターネット上の違法・有害情報対策ホームページ
(青少年を有害情報環境から守るための情報を紹介するポータルサイト)
▶ <http://www.it-anshin.go.jp/>
- ◆法務省人権擁護局フロントページ
(人権相談を受け付けるホームページ)
▶ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>
- ◆インターネット違法・有害情報相談センター(総務省)
(学校関係者などから違法・有害情報相談を受け付ける相談窓口)
▶ <http://www.ihaho.jp/>
- ◆インターネット・ホットラインセンター(警察庁)
(インターネット上の違法・有害情報に関する通報受付窓口)
▶ <http://www.internethotline.jp/>

京都府の通報・相談窓口

青少年のネットトラブル相談窓口『相談してねっと』

◆架空請求、迷惑メール、有害サイトによる被害などのネットトラブルの相談

TEL : 075-605-7830 メール : seisho.net@pref.kyoto.lg.jp

ふれあい・すこやかテレfon【毎日24時間対応】

◆いじめやトラブルで悩んでいたら

京都府総合教育センター : 075-612-3268 または 3301 0773-43-0390

メール教育相談

▶ <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm> スマホ・ケータイからも相談できます。▶▶▶



ネットいじめ通報サイト

◆インターネット上でいじめ・中傷などの書き込みを発見したら

▶ http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=118 スマホ・ケータイからも相談できます。▶▶▶



京都市の通報・相談窓口

◆こども相談24時間ホットライン

075-351-7834【毎日24時間対応】

◆京都市教育委員会 謹謹中傷いじめから子どもを守る「ネット・トラブル情報デスク」

▶ <http://www.edu.city.kyoto.jp/net-trouble.html>

◆いじめメール相談

▶ ijime-soudan-mail@edu.city.kyoto.jp



京都府警察本部(少年サポートセンター)相談窓口

少年の悩みや困りごとの解決に向け、サポートします。

ヤングテレホン 075-551-7500【毎日24時間対応】

メール相談 <http://www.pref.kyoto.jp/fukei/> スマホ・ケータイからも相談できます。▶▶▶



京都府私立学校の相談窓口

◆京都府私学修学支援相談センター(京都府私立中高連)

075-746-4946(9:30~16:30/休業日、土日祝除く)

平成28年3月発行：京都府教育庁指導部学校教育課

TEL 075-414-5840

URL <http://www.kyoto-be.ne.jp/>

保護者のみなさまへ

家庭で話そう！

～スマホ・ケータイ利用のルールとマナーについて～

※スマートフォンをスマホ、従来型の携帯電話をケータイと表記します。

まずは、家庭でしっかり話し合いましょう！



「子どもに、まかせておいて大丈夫ですか？」

子どもにスマホ・ケータイを持たせるなら、保護者の責任として

- ★利用目的を決めるとともに**有害情報などの危険性**についてしっかり話し合いましょう。
- ★有害情報にはアクセスできないよう**フィルタリングサービス**を利用しましょう。
- ★家庭で使用の**ルール(規則やきまり、約束)**を決め、
マナー(態度や礼儀、周りへの気配り)について話し合いましょう。

PTA等の研修会でもご活用ください

京都府教育委員会・京都市教育委員会・京都府警察本部

ご存知ですか?

スマホ・ケータイの危険性、依存性!

ネット依存

~使い過ぎに注意が必要!~

◎つながり依存…無料通話アプリ(LINE等)やインスタントメッセージ(チャット等)、メール等の返信が遅いと友だちに心配をかける・嫌われると思い、常にスマホ・ケータイが気になり、食事中や勉強中、お風呂でも手放せず、夜中まで延々と続けてしまいます。



◎コンテンツ依存…オンラインゲーム、インターネット利用など、スマホ・ケータイを長時間使用してしまいます。

※これらが続くと寝不足や睡眠障害など生活習慣の乱れや頭痛・視力低下・肩こりになりやすくなります。また、学力の低下につながる傾向にあります。

★学校生活を充実させるため、子どもたちの時間の使い方について話し合ってみましょう。

個人情報の流布

~なりすましに注意~

◎ネット上に個人情報(電話番号・メールアドレス・IDなど)を書き込んでしまうと、知らない人から電話がかかってきたり、広告メールが届いたりします。



◎同年代と信じて会いに行き、犯罪の被害にあうこともあります。

★ネットで知り合った人には個人情報を教えない・会わないことを徹底しましょう。

★怪しいメール等は削除・無視させ、しつこいときは保護者が対応しましょう。

無料ゲームで高額請求

◎無料ゲームでも「有料アイテム」を次々に購入して、高額になることもあります。



★アプリのインストールは保護者が行い、クレジットカードは登録しないようにしましょう。

★サービスを利用するときは、保護者が判断したうえで許可しましょう。

※スマホ…インターネット上のサイトをパソコンと同じように見ることができ、パソコンに近い機能を持つ携帯電話

ネットいじめ

~被害者にも、加害者にもなる~

◎掲示板・ブログやSNS上での誹謗中傷などの書き込みや、無料通話アプリ等(LINE等)での仲間はずれなどがあります。



※これらがいじめやトラブル、事件に発展することがあります。

★無料通話アプリやSNSを快適に使用するためのルールやモラルについて話し合ってみましょう。

★友達とルールや使い方について話し合うようにアドバイスをしましょう。

★何かあつたら一人で悩まず、保護者や信頼できる大人に相談するようにアドバイスをしましょう。

プライバシーの侵害

~無断で撮影・掲載で裁判も~

◎本人の許可なく、写真をインターネット上などに掲載することは、肖像権の侵害となります。盗撮した写真などが、犯罪やトラブルにつながり、裁判になることもあります。



悪ふざけが大問題に

◎インターネット上に、深く考えずに悪ふざけ写真を掲載して、大きな社会問題になることがあります。また、そのことによって巨額の損害賠償を請求されたり、就職等に影響することがあります。

◎一度ネット上に掲載した写真やデータは簡単には消せません。(デジタルタトゥーと言われています)

★ネット上に拡散した写真等は消せないこと、他人のプライバシーや肖像権等を守ることを確認しましょう。

有害情報

◎ネット上には、言葉巧みに薬物や犯罪に誘う内容、著しく残虐、わいせつな内容の情報が流通しています。

★家庭ができるルールづくりやフィルタリングについて確認しましょう。

ゲーム機や携帯音楽プレーヤーにも要注意

◎ポータブルゲーム機器や音楽プレーヤーでも、無線LANなどを通じてインターネットに接続ができる機種が多数販売されているので、注意が必要です。

子どもにスマホ・ケータイを持たせるなら

家庭でルールをつくり、守らせましょう!

ルールづくりのポイント

- ①危険性・依存性を子どもとともに理解し、ルールづくりの必要性を伝えましょう。
- ②一方的なルールにならないよう、必ず子どもと話し合って決めましょう。
- ③ルールは決めて終わりではなく、しっかりと守られているか、確認しましょう。

ルールの例

- 一日の使用時間は()時間以内とし、時間を大切にする。
- 夜()時以降は使用しない。
- 自分の部屋に持ち込まない。充電は()です。
- 食事中は使用しない。お風呂に持ち込まない。
- 氏名・住所・電話番号・写真など個人情報は、絶対にネット上に公開しない。
- SNSなどで他人を傷つける行為は絶対しない。
- 有料アプリや課金アイテム等を利用する場合は事前に、必ず保護者に相談する。
- 困ったときは、家族・学校に相談する。

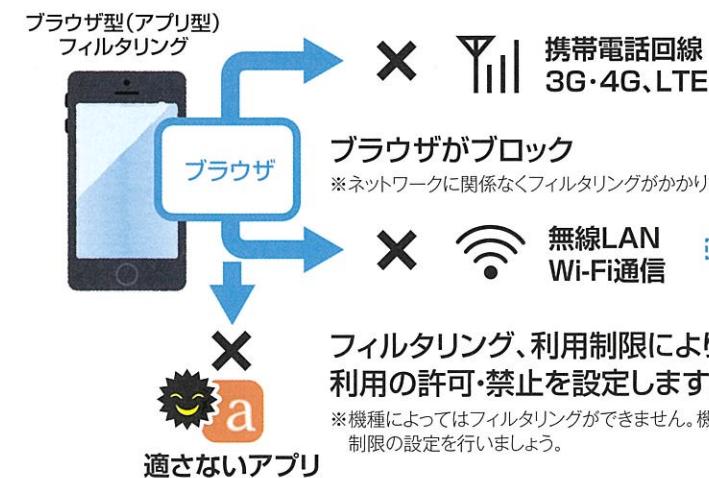


※ネット被害児童の9割以上がフィルタリングを利用していました。

(「平成26年度中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」報道資料より/警察庁)

※スマホには、携帯電話回線・無線LAN(Wi-Fi通信)・アプリの3つのフィルタリングが必要です。

『ブラウザ型(アプリ型)フィルタリング』で有害情報をブロック



フィルタリング、利用制限により利用の許可・禁止を設定します。

※機種によってはフィルタリングができません。機能制限の設定を行いましょう。

利用設定やパスワード設定は、
保護者自身で行いましょう!

※詳しい内容や方法は販売店で尋ねるか、携帯電話事業者のホームページを参照してください。

※フィルタリングや機能制限の設定は、変更可能です。発達の段階に応じて、家庭で話し合って「利用・制限」を決めましょう。